

令和5年第4回臨時会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和5年10月16日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸般の報告  
第 4 議案第54号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））  
第 5 議案第55号 寿住宅敷金基金条例及び寿住宅に関する条例を廃止する条例案について  
第 6 議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の締結について  
予算特別委員会の設置  
第 7 議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）  
第 8 議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定について  
追加日程

- 第 1 予算特別委員会 議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の  
委員長報告 締結について  
第 2 議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）  
第 3 議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の  
指定について  
第 4 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書  
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君
3番	曾根	敏	明	君	4番	能登	ゆう
5番	川人	孝	則	君	6番	藤門	弘
7番	山口	芳	之	君	8番	岩井	英
							明
							君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希	君
副	村	長	大石	和朗
				君

会計管理者	谷	早	苗	君	
総務課長	高	松	重	和	君
住民課長	小	林	義	幸	君
保健福祉課長	神		信	弘	君
産業課長	秋	元	千	春	君
建設課長	釣	賀	謙	一	君
教育長	根	井	朗	夫	君
教育委員会次長	藤	田	俊	幸	君

◎議会事務局

事務局長	横	井	慎	之	君
書記	伊	藤	秋	恵	君

(午前 9時30分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。  
定足数に達しておりますので、令和5年第4回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会に提出されました案件は、専決処分1件、条例案1件、請負締結1件、補正予算1件、指定管理者の指定1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、山口芳之君及び1番、阿部猛君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思いを。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思いを。お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思いを。  
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。  
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和5年8月分から9月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。  
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第54号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第54号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから議案第54号の説明をさせていただきます。

議案第54号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年10月16日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、村道維持に要する原材料費の増額及び村道南池田線道路災害復旧費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年9月28日、赤井川村長。

それでは、令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第7号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。

令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年9月28日専決、赤井川村長。

2ページ目をおめくりください。第1表、歳出予算補正、歳出、7款土木費、既定額に30万円を追加し、3億7,696万円に。これは、2項道路橋梁費の増額でございます。

10款災害復旧費、既定額に90万円を追加し、1,131万7,000円に。

12款予備費、既定額から120万円を減じ、102万7,000円に。

歳出合計としては、補正前と同額の29億4,006万7,000円となります。

次に、4ページに移ります。3、歳出、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に30万円を追加し、1億3,470万5,000円に。内訳は、9月18日に発生したゲリラ豪雨により村道南池田線ののり面が崩落、また排水路の氾濫があったことにより早期の復旧が必要であったための計上でございます。

続いて、5ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額に90万円を追加し、1,131万7,000円。内訳は、修繕費で70万円、原材料費で20万円、これは先ほど土木費で説明したものと同様の理由でございます。

続いて、6ページ目、12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から120万円を減じ、102万7,000円とするものです。内訳は、歳出のバランスを取るためのものがございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第54号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第54号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第55号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第55号 寿住宅敷金基金条例及び寿住宅に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から上程いただきました議案第55号についてご説明をさせていただきます。

議案第55号 寿住宅敷金基金条例及び寿住宅に関する条例を廃止する条例案について。

寿住宅敷金基金条例及び寿住宅に関する条例を廃止する条例案を別紙のとおり提出する。令和5年10月16日提出、赤井川村長。

理由としましては、寿住宅の解体に伴い、この条例を廃止しようとするものであり、当初予算で2戸分の解体工事費を計上しましたが、そのうち1戸に関しましては令和3年度に独居の入居者がお亡くなりになられ、家財道具がそのままの状態でありました。その関係で解体対象の住戸を変更して、8月に2戸分の解体を完了しております。

家財道具の整理につきましては、住居手続に関しまして相続人でありますお子様2名と前妻の方から相続が放棄されまして、次の相続順位であります神奈川県在住のご兄弟とめ

いご様へ手続に関する文書を再三お送りするも、返信がない状態が続いておりました。それで、退去手続の意思がないものと判断しまして、北海道町村会法務支援室へ家財処分に関して相談をしたところ、村が処分するには相続人に対して家財を処分することと敷金は処分費に充てて返金しないこと、またこの件に関して異議申立ては一切受け付けない旨の最終通知をすることが必要とのことをございましたので、本年9月4日付で最終通知をしまして村で処分することといたしたところをございます。住宅の老朽化も進んでいることから安全性も考慮しまして、後ほどご提案させていただきますが、一般会計補正予算にて工事費の増額計上をしまして、残り2戸の解体工事を実施し、条例を廃止しようとするものをございます。

以上をございます。ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたしません。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 寿住宅敷金基金条例及び寿住宅に関する条例を廃止する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第55号 寿住宅敷金基金条例及び寿住宅に関する条例を廃止する条例案については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第56号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程をいただきました議案第56号について説明をさせていただきます。

議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年10月16日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的につきましては赤井川村保養センター既存熱源設備他改修工事、契約の方法につきましては随意契約、契約金額につきましては5,346万円、契約の相手方につきましては古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福地隆範でございます。参考といたしまして、工期は契約締結の日から令和6年8月30日までということで進めてございます。

5ページを御覧ください。随意契約の実施結果でございます。令和5年9月28日午前9時より見積り合わせをさせていただき、株式会社福津組と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。契約金額につきましては、4,860万円に消費税を加えた金額5,346万円となります。

1ページから3ページの仮契約書の写しを御覧ください。1ページ目上段に赤井川村と株式会社福津組が本工事に係る工事契約を締結したということで、請負代金5,346万円の記載がされてございます。

続きまして、請負契約の締結についての条項として、第1条に赤井川村議会において議決されたときは別紙契約書案により当該工事の請負契約を締結するものとする旨記載がされてございます。別紙契約書案につきましては、4ページに表紙のみではございますが、添付させていただいてございます。

権利譲渡の禁止についての条項としまして、第2条に記載されてございます。

契約の解除についての条項は、第3条、第4条に記載されており、第3条第1項、受注者は前条の規定に違反したとき。同条第2項、受注者が赤井川村村議会において議決された旨発注者から通知を受けた日から7日以内に当該工事に係る請負契約を締結しないと記載されております。

このような内容の仮契約を3ページのとおり令和5年9月28日に契約させていただいております。

続きまして、本契約についてご説明いたします。4ページ、工事請負契約書(案)を御覧ください。工事名につきましては、赤井川村保養センター既存熱源設備他改修工事。工事場所につきましては、赤井川村字赤井川。工期につきましては、着工が議会の議決がされた日から7日以内の期日になろうかと思っております。工期末につきましては、令和6年8月30日まで。請負代金は、仮契約書と同額の5,346万円となります。契約保証金につきましては、契約金額の10%以上となりますので、534万6,000円となります。契約日につきましては、工期着工と同日となります。

続きまして、予定価格と落札価格についてご説明いたします。5ページを御覧ください。

4、予定価格、税込み5,406万5,000円。落札価格、税込み5,346万円。落札率、98.88%でございます。

5、工事概要についてご説明いたします。建築工事といたしまして、男子及び女子トイレのトイレブース及び床仕上げの更新。機械設備工事といたしまして、ボイラー用煙道更新、パイ450が1本、給湯ボイラー更新、定格出力233キロワットが2基、給湯用貯湯槽更新、1,000リットルが1基、男子便所便器洋式化1台、小便器更新2台、女子便所便器洋式化1台。電気機械設備工事といたしまして、動力盤新設、こちらはボイラー制御用の盤となります。サウナ用制御盤の移設、こちらは更衣室より機械室へ移設となります。

以上でご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

#### ◎日程第7 議案第57号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第8号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,107万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の歳出の7款の項中「4 住宅費」を「5 住宅費」とし、「3 河

川費」の次に「4 都市計画費」を加える。

第3項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に1,100万円を追加し、1億4,190万8,000円に。2項基金繰入金の追加でございます。

20款諸収入、既定額に1万2,000円を追加し、7,751万円に。4項雑入の追加であります。

歳入合計、既定額に1,101万2,000円を追加し、29億5,107万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページです。歳出、1款議会費、既定額に5万3,000円を追加し、4,837万4,000円に。1項の議会費の追加でございます。

2款総務費、既定額に86万9,000円を追加し、7億7,781万7,000円に。1項総務管理費の追加でございます。

3款民生費、既定額に401万5,000円を追加し、3億6,439万3,000円に。1項社会福祉費の追加でございます。

4款衛生費、既定額に14万8,000円を追加し、3億6,460万9,000円に。1項の保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に144万5,000円を追加し、1億8,261万1,000円に。1項農業費の追加であります。

7款土木費、既定額に400万4,000円を追加し、3億8,096万4,000円に。4項都市計画費の項目新設により400万4,000円を新規に計上するものでございます。

9款教育費、既定額に55万2,000円を追加し、2億2,025万円に。3項中学校費の追加でございます。

12款予備費、既定額に7万4,000円を減じ、95万3,000円に。1項予備費の減額でございます。

歳出合計、既定額に1,101万2,000円を追加し、歳入同額の29億5,107万9,000円にしようとするものでございます。

詳細については副村長以下で説明をさせますので、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和5年度一般会計補正予算（第8号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の6ページ目をお開きください。2、歳入、18款繰入金、

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に1,100万円を追加し、9,220万円にしようとするものでございます。内訳は、歳入不足による財源補填のための増額でございます。

続いて、7ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に1万2,000円を追加し、2,987万8,000円に。内訳は、先ほど説明になりました寿住宅の解体による敷金基金を整理するため、基金の残額を雑入に計上するものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、私のほうから議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

8ページを御覧ください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に5万3,000円を追加し、4,837万4,000円にしようとするもので、消耗品費を増加するものです。

次のページへ進みます。2款総務費、1項総務管理費、10目集会施設管理費、既定額に86万9,000円を追加し、1,043万5,000円にしようとするもので、これから議案第58号として提案説明させていただきますが、山村活性化支援センターの管理運営について令和6年1月から指定管理者制度を導入すべく、1月以降の光熱水費、電話料、除雪業務委託料を減額し、新たに委託料として令和6年1月から3月までの管理運営費として指定管理料250万円を計上するとともに、施設修繕費として10万円を増額しようとするものです。今回の補正予算による山村活性化支援センター管理費の予算総額は519万9,000円となり、令和4年度の同施設管理費の決算額494万2,000円と比較し、26万円ほどの増額となります。指定管理候補団体の選定につきましては、8月21日に外部員3人と副村長、施設管理担当課長の5人で組織する第1回目の指定管理者選定委員会を開催し、事業概要、応募要領、評価基準などについてご議論をいただき、9月8日に提案事業者である株式会社ジェイアール東日本企画からの提案説明を公開により実施し、その後選定委員会を開催の結果、委員5人の評価平均的が最低基準点である70点を上回ったことから候補団体として選定し、9月14日付で村ホームページに審査結果を公表しておりますことを申し添えます。

続きまして、15ページ目をお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から7万4,000円を減額し、95万3,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上をもちまして、議会費及び総務課歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管一般会計歳出補正予算

についてご説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、4目社会福祉施設費、既定額に401万5,000円を追加し、620万9,000円にしようとするものです。内訳につきましては、議案第55号で寿住宅関連条例の廃止する条例案をご説明させていただきましたが、寿住宅解体工事2戸分を増額計上しようとするもので、10戸ありました寿住宅の解体を全て終えることとなります。

11ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、既定額に14万8,000円を追加し、2億7,407万8,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川村斎場にて火葬炉の前室での天井雨漏りが発生していることから、修繕費を増額計上するものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

12ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、9目水利施設管理費、既定額に144万5,000円を追加して、2,393万1,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費でダム管理棟の浄化槽の曝気に必要なブロー設備の劣化等によるモーターを含む交換費用として修繕費16万5,000円の増額。11節役務費におきましては、落合ダムの通信制御設備無停電電源装置交換作業といたしまして、128万円の新規計上をしようとするものでございます。これは、電気設備の無停電装置、停電時に作動する装置でございしますが、この装置本体を大体5年から7年ごとに定期的に交換しております。前回、平成28年に交換したものを今回交換するに当たりまして、実はその間令和2年なのですが、国の事業によって全面的に通信制御システムという大枠のシステムを更新いたしました。抜本的なシステム更新を行ったことに伴いまして、無停電装置の動作確認などを行う必要が発生いたしました。そのための費用として手数料で新規計上しようとするものでございます。なお、交換作業費に関しましては、ダム維持管理に係る補助事業、基幹水利施設管理事業におきまして予算調製するよう取り進めておりまして、交付決定されましたら後日、約63%ですが、歳入予算で増額計上する予定でございます。

以上で産業課所管、歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） それでは、私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

13ページをお開きください。7款土木費、4項都市計画費、1目景観形成推進費、新たに400万4,000円を加え、同額400万4,000円を新規計上しようとするものです。内訳は、12

節委託料400万4,000円、これにつきましては景観計画策定業務委託料の新規計上でございます。財源につきましては、現在一般財源としておりますが、道費の地域づくり総合交付金の申請を予定しております。交付決定後、3月補正にて歳入を計上したいと考えております。

以上で、建設課所管一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

14ページをお開きください。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、既定額に55万2,000円を追加し、1,331万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費のうち修繕費の増額となります。こちらは、例年実施しています各校地下タンクの消防査察において中学校の校内にあるレベルメーター、灯油の残量計なのですけれども、こちらとタンクに直結しているメーターに誤差が生じておりまして、調査によって経年劣化によるものと判明しました。こちらの誤差につきましては許容範囲を超えていますので、修繕しようとするものであります。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

#### ◎日程第8 議案第58号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定について。

赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求める。

令和5年10月16日提出、赤井川村長。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称。1として、所在地、赤井川村字常盤443番地の1。2として、名称、赤井川村山村活性化支援センター。

2、指定管理者に指定する団体の主たる事務所の所在地及び名称でございます。(1)として、所在地、東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号JR恵比寿ビル。(2)、名称として、株式会社ジェイアール東日本企画代表取締役社長、赤石良治。

3として、指定の期間としましては令和6年1月1日から令和8年の3月31日までというふうな期間になってございます。

1ページ以降、村が行った村のための事業計画というものを添付しております。そこについて若干ご説明をさせていただきます。

2ページ目をお開きください。1の施設の管理運営に係る基本的な理念ということで記載させていただいております。本施設管理業務は、当社のマーケティング、コミュニケーションビジネスのノウハウを活用することで利用者の増加を図り、内閣府より計画認定を受けた赤井川村の強い産業づくりを担う中核プレーヤー発掘、育成、ステップアップ支援事業による新たな施設機能を運用し、高稼働施設へと変貌させ、赤井川村全体の活性化を狙う取組であるということで、ジェイアール東日本企画のほうから基本的な理念が示されてございます。

(1)としましては、それぞれの日数、あと利用者目標数、利用料について記載しております。

(2)の基本方針としては、1として目的達成のためにビジネスの拠点施設機能と住民の集会施設機能が共存し、双方が関わりを持つ施設運営を行うということを目指達成のために掲げているということでございます。

以後、それぞれ運営の方針、管理の方針等計画が示されております。4ページ以降については具体的な計画が示されておりますので、後ほどご高覧いただきたいというふうに思っています。

そして、13ページ、一番最後のページに施設の管理運営に係る収支ということで計画が記載されてございますので、ご確認をいただければというふうに思います。

村といたしましては、これまでの間に地域住民の方との協議を行いながら総務省のほうとも協議を行い、新たな国費事業を使いながらこれらの施設について管理運営、もしくは活用方法について3年間をめどに安定した形に持っていきたいということで計画を進めておりました。今回指定管理という形の中でそれらを具体的に進めたいというふうに考えてございますので、ご審議の上ご決定、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午前10時10分散会）

(午後 2時25分開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は7名です。

山口議員におかれましては、所用により欠席されました。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第1ないし追加日程第3 予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） よって、追加日程第1から追加日程第3、予算特別委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の締結について、議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）、議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定については、審査の結果いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人君。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第56号 保養センター既存熱源設備他改修工事請負契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第57号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第58号 赤井川村山村活性化支援センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第4として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第4、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第4 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第4、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和5年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ご苦労さまです。

（午後 2時33分閉会）